

【議案第63号】

令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

議案第63号令和4年度浜田市公共下水道事業会計補正予算（第1号）に反対の立場で討論をいたします。

この補正予算は、浜田処理区の公共下水道整備事業を本格的に着手するための債務負担行為を上程されたものです。

浜田市の現状に目を向けてみますと、総合振興計画で令和7年度における人口を52,000人、出生数を年間400人という目標を掲げられておられます。

しかし、すでに浜田市の人口は令和4年8月末現在で50,879人、令和4年度の出生数は270から280人まで激減する予測、高齢化率は令和4年8月末現在で37.69%に上昇しており、加速度的な人口減少と少子高齢化が進む、誰が見てもわかる、過疎の地域指定を受けた自治体でもあります。

過疎地域の自治体である浜田市が、今回整備しようとしている浜田処理区の全体費用は約200億円で、また、その200億円という試算されたものも、今から9年も前の平成23年に試算されたものであります。

また今回、債務負担行為で上程された金額は、浜田処理区全体工事の一部ではありますが、平成27年度に見込まれた事業から、最終処理場を含めず約12億円余り増額されており、これに最終処理場を加えた場合、今回の事業費は総額で約45億円を超えるものとなることは容易に想像がつきます。

下水道は高額な費用をかけて管を埋設しても、下水道を利用しない住民が決して少なくないという実態があります。下水道法では供用開始から3年以内の接続が義務づけられていますが、その期間を超えて今なお接続していない世帯も見受けられ、それはすでに供用開始となっている国府地区、美川地区に目を向ければ、いまだにその目標となる接続率には到達しておらず、一般会計から法定基準内外に関わらず多額の繰り入れを受けながら経営をしている実態があります。

これは、明らかに税金の無駄遣いになっているのではないのでしょうか。

下水道の役割は言うまでもなく、汚れた水を浄化し、自然に戻すことです。下水道と合併処理浄化槽と、浄化の仕組みは基本的には変わりません。下水道は、汚れた水を下水道管で遠くの浄化施設まで運び、そこで処理をして施設近くの海や河川に流します。それに対して、合併処理浄化槽は、個々の敷地に浄化設備を備え、敷地内で処理した水を近くの川に流すか、または、地下に浸透させます。

過疎地域で人口密度の低い浜田市においては、面的に整備をしなければならない下水道よりも点で整備できる合併処理浄化槽の方が、経済的に優れていることは明らかで

令和4年9月定例会議 足立 豪議員 反対討論

す。また、災害時においても下水道よりも合併処理浄化槽であれば被害が限定であることは実証されています。

下水道ではなく浄化槽の普及に力を注ぎ、個人住宅でなく法人事業所、法人事務所等へ浜田市独自で助成を行っても、結果的に市民負担の軽減につながることは容易に想像が付きまます。

浜田処理区の全体下水道整備費が流動的であり、本当に計画通り事業実施した場合の事業費は一体いくらになるのでしょうか。そのときの浜田市民は一体何人いらっしゃるのでしょうか。そのときの出生数は一体何人なのでしょうか。そのときの高齢化率はどのくらいでしょうか。60歳を過ぎた市民は、生活を犠牲にしてまで接続するのでしょうか。本当に下水道に接続できるのでしょうか。

日本においては、まだ多くの国民所得は大幅に上昇しておりませんが、世界各国では大幅な所得の上昇による物価の上昇、混とんとする世界情勢も踏まえた場合、日本でも今後物価が上昇することが予測されます。その場合、今見込まれている事業費では到底足りず、追加の予算計上がされるものと思われまます。財源は無限にあるわけではありません。

こうした観点からも、この補正予算を認めるわけにはいきまません。この債務負担行為を認めるということは、冒頭で申し述べたように、加速度的な人口減少と少子高齢化が進む中、これからこの浜田市を背負って活躍が期待される若者たちへ長きにわたり、将来世代に大きな負担を背負わせることとなります。我々議員は、持続可能なまちの発展と継続できるまちづくりができるよう真摯に向き合うことが必要です。今も、そして将来にわたってもこのまちを未来へ残していくためには、過大な公共事業は全く必要ありません。よって、私はこの補正予算は必要ないと判断し、本議案に反対いたします。議員各位の正しい判断を望み、私の反対討論とさせていただきます。